

板橋区立志村第三中学校PTA(内規)細則

PTA規約第十章附則第23条の規定により下記の通り定める。

第 一 章 慶 弔

・慶 事

教職員が結婚した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000 円

教職員が出産した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000 円

・弔 事

会員（保護者）が死亡した場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000 円

教職員が死亡した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000 円

生徒本人が死亡した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000 円

花輪一基

・災害または疾病見舞金

生徒又は教職員が病気（但し年1回に限る）、怪我等で

入院1ヶ月以上の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000 円

火災、水害、その他不慮の災害に対しての見舞・・・・・・・・ 協議する

・転 退 職

在籍期間1～4年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000 円

在籍期間4年以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 在籍年数×1,000 円

（上限10,000円とする）

・そ の 他

必要に応じて役員と校長で協議し、実行委員会に報告する。

第 二 章 P T A 会 費

・P T A 会 費

会費は教職員・1生徒年額2,000円とする。

また、途中入会する際の金額は在学生徒の残年数分とする。

・集 金

令和 8 年度以降、入学時に 3 年分を一括集金する。但し、令和 6 年度及び令和 7 年度入学者並びに教職員は現行の集金方法を継続する。

・退 会

退会する場合、会員が書面、電子メール、または本会が指定する連絡手段により申し出るものとし、役員会の受理をもって退会できる。

年度途中で退会した場合、当該年度の納付済みの会費は基本的に返金しないものとする。但し、翌年度から卒業年度までの会費を返金する。

第 三 章 PTA 活動にかかる経費

・交 通 費

会議、学校行事、地域行事その他の PTA 活動にかかる交通費は実費を支給する。

・飲 食 費

会議、学校行事、地域行事その他の PTA 活動において、軽食の提供または午前から午後にまたがる活動に伴い飲食を要する場合、あらかじめ公的な案内があるものに限り、社会通念上妥当な範囲内で実費を支給する。

支給の対象者は、原則として本会の役員及び当該活動参加者とする。

この細則は昭和 6 2 年 4 月 1 日より施行する。

平成 1 1 年 2 月 2 0 日一部改正

令和 8 年 3 月 1 3 日一部改正